

社会福祉法人恵泉会定款

沿革 認可 昭和 48 年 5 月 21 日

変更 昭和 51 年 2 月 26 日 平成 14 年 11 月 6 日
昭和 51 年 3 月 22 日 平成 15 年 8 月 8 日
昭和 53 年 2 月 10 日 平成 17 年 3 月 31 日
昭和 53 年 11 月 6 日 平成 17 年 6 月 20 日
昭和 56 年 10 月 5 日 平成 18 年 5 月 2 日
昭和 58 年 3 月 9 日 平成 18 年 11 月 6 日
昭和 59 年 12 月 4 日 平成 19 年 2 月 2 日
昭和 61 年 3 月 17 日 平成 19 年 3 月 27 日
平成元年 8 月 10 日 平成 20 年 3 月 18 日
平成 2 年 5 月 7 日 平成 20 年 7 月 30 日
平成 3 年 2 月 15 日 平成 21 年 4 月 24 日
平成 3 年 4 月 23 日 平成 21 年 7 月 9 日
平成 5 年 2 月 6 日 平成 21 年 11 月 2 日
平成 5 年 6 月 4 日 平成 22 年 5 月 12 日
平成 5 年 7 月 9 日 平成 22 年 7 月 23 日
平成 6 年 2 月 15 日 平成 23 年 2 月 22 日
平成 6 年 6 月 6 日 平成 23 年 6 月 8 日
平成 6 年 7 月 13 日 平成 24 年 8 月 13 日
平成 7 年 3 月 30 日 平成 24 年 11 月 13 日
平成 7 年 8 月 3 日 平成 25 年 4 月 26 日
平成 10 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 22 日
平成 10 年 9 月 21 日 平成 27 年 3 月 27 日
平成 11 年 3 月 25 日 平成 28 年 1 月 21 日
平成 12 年 3 月 30 日 平成 28 年 7 月 29 日
平成 13 年 9 月 18 日 平成 29 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第 1 種社会福祉事業
 - (イ) 障害者支援施設の経営
 - (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第 2 種社会福祉事業
 - (イ) 保育所の経営
 - (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ハ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ニ) 老人短期入所事業の経営
 - (ホ) 生活支援ハウスの経営
 - (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (ト) 一般相談支援事業の経営
 - (チ) 特定相談支援事業の経営
 - (リ) 障害児通所支援事業の経営

- (ヌ) 移動支援事業の経営
- (ル) 障害児相談支援事業の経営
- (名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人恵泉会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目 1 6 番地 2 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2. 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、法人本部職員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 5 4 0, 0 0 0 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決を加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 3名以内
2. 理事のうち1名を理事長とする。
 3. 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
 4. この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3. 理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2. 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に

より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2. 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3. 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(法人本部及び職員等)

第23条 この法人に法人本部を置き、職員を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長及び法人本部参事等の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3. 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3. その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4. 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、登米市の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、登米市の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 介護予防支援事業

- (3) 地域包括支援センターの経営
 - (4) 日中一時支援事業
 - (5) 要介護認定に係る認定調査事業
 - (6) 障害児等療育支援事業
 - (7) 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）
 - (8) サービス付き高齢者向け住宅を経営する事業
2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解 散

(解 散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、登米市の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を登米市に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人恵泉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理	事	桜井	保次郎
	三浦	義雄	
	後藤	トクエ	
	畠山	主一	
	佐々木	忠雄	
	木村	一郎	
	阿部	善一	
	及川	哲夫	
	猪又	秀正	
	菅井	秀夫	
	菅原	宣哲	
	佐々木	慶治	
	千葉	慶治	
	舟木	キクエ	
	上田	宗一	

監 事

- 附 則 (昭和51年2月26日認可)
この定款は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (昭和51年3月22日認可)
この定款は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (昭和53年2月10日認可)
この定款は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (昭和53年11月6日認可)
この定款は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (昭和56年10月5日認可)
この定款は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (昭和58年3月9日認可)
この定款は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (昭和59年12月4日届出)
この定款は、厚生大臣の届出した日から施行する。
- 附 則 (昭和61年3月17日認可)
この定款は、厚生大臣の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成元年8月10日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成2年5月7日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成3年2月15日届出)
この定款は、宮城県知事に届出した日から施行する。

附 則 (平成3年4月23日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成5年2月6日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成5年6月4日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成5年7月9日届出)
この定款は、宮城県知事に届出した日から施行する。

附 則 (平成6年2月15日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成6年6月6日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成6年7月13日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成7年3月30日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成7年8月3日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成10年9月21日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成11年3月25日認可)
1. この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
2. 「知的障害」の用語に改める第1条第1号の(イ)、(ハ)、(ホ)及び第2号の(ニ)、(ル)の条文の変更は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成13年9月18日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成14年11月6日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成15年8月8日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成17年6月20日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。

- 附 則 (平成18年5月2日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成18年11月6日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成19年2月2日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成19年3月27日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成20年3月18日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成20年7月30日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成21年4月24日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成21年7月9日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成21年11月2日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成22年5月12日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成22年7月23日届出)
この定款は、宮城県知事に届出した日から施行する。
- 附 則 (平成23年2月22日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成23年6月8日届出)
この定款は、宮城県知事に届出した日から施行する。
- 附 則 (平成24年8月13日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成24年11月13日認可)
この定款は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成25年4月26日認可)
この定款は、登米市長の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成26年4月22日認可)
この定款は、登米市長の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成27年3月27日認可)
この定款は、登米市長の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成28年1月21日認可)
この定款は、登米市長の認可のあった日から施行する。
- 附 則 (平成28年7月29日届出)
この定款は、登米市長に届出した日から施行する。

附 則 (平成28年12月26日登米市長認可)
この定款は、平成29年4月1日から施行する。

別表 資産区分（土地・建物）

科 目	所 在 地	地 目 構 造	用 途	面 積
基本財産				m ²
土 地	宮城県登米市東和町米川字西綱木6番1	宅 地	若草園敷地	5,329.50
	宮城県登米市東和町米川字西綱木5番	宅 地	若草園敷地	3,713.83
	宮城県登米市東和町米川字西綱木24番	雑 種 地	若生園敷地	1,480.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木17番2	雑 種 地	若生園敷地	85.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木21番4	雑 種 地	若生園敷地	457.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木35番2	雑 種 地	若生園敷地	580.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木36番2	雑 種 地	若生園敷地	914.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木25番4	宅 地	若生園敷地	121.15
	宮城県登米市東和町米川字西綱木25番1	雑 種 地	若生園敷地	1,401.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木36番3	宅 地	若生園敷地	1,756.20
	宮城県登米市東和町米川字西綱木35番3	宅 地	若生園敷地	232.44
	宮城県登米市東和町米川字町裏101番7	宅 地	よつばホーム敷地	386.75
	宮城県登米市東和町米川字町裏102番1	宅 地	よつばホーム敷地	102.00
	宮城県登米市東和町米川字町裏106番1	宅 地	体育館敷地	3,398.88
	宮城県登米市東和町米川字町裏128番	宅 地	体育館敷地	283.34
	宮城県登米市東和町米川字町裏125番	宅 地	体育館敷地	501.89
	宮城県登米市東和町米川字西綱木8番5	用 悪 水 路	雨水排水路	66.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木11番5	用 悪 水 路	雨水排水路	153.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木11番6	用 悪 水 路	雨水排水路	61.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木11番10	用 悪 水 路	雨水排水路	20.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木31番1	畑	若生園利用者訓練用地	2,244.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木31番2	宅 地	若葉園利用者実習用地	3,748.30
	宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目16番2	宅 地	パルめぐみ・在宅サービス 支援棟敷地	3,238.96
	宮城県登米市東和町米川字町裏120番2	学 校 用 地	若草園敷地	166.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木23番1	山 林	作業用地	718.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木23番20	山 林	作業用地	266.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木23番21	山 林	作業用地	113.00
	宮城県登米市登米町登米字寺池馬場塚777番	宅 地	遠山荘敷地	4,372.94
	宮城県登米市中田町上沼字籠壇42番6	宅 地	恵泉会グループホーム敷地	536.82
	宮城県登米市中田町上沼字籠壇42番8	雑 種 地	恵泉会グループホーム敷地	1,106.00

別表 資産区分（土地・建物）

科目	所在地	地目構造	用途	面積
基本財産				m ²
建 物	宮城県登米市東和町米川字町裏120番地1他	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	若草園本体	3,354.08
	宮城県登米市東和町米川字町裏120番地1	鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	若草園倉庫	204.20
	宮城県登米市東和町米川字西綱木6番地1他	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	若草園作業訓練棟	167.07
	宮城県登米市東和町米川字西綱木5番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	ラベンダーホーム	269.20
	宮城県登米市東和町米川字西綱木5番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	ラベンダーホーム	84.00
	宮城県登米市東和町米川字西綱木23番地15	木造スレート葺平家建	若草園生活訓練棟	56.16
	宮城県登米市東和町米川字西綱木23番地16他	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	若葉園本体	1,245.25
	宮城県登米市東和町米川字西綱木23番地16他	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	若葉園作業棟	125.75
	宮城県登米市東和町米川字西綱木31番地2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	若葉園作業棟	125.14
	宮城県登米市東和町米川字西綱木23番地17	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	若葉園作業棟・物干場	115.92
	宮城県登米市東和町米川字西綱木24番地他		若生園本体	1,300.86
	宮城県登米市東和町米川字西綱木36番地3他	鉄筋コンクリート造スレート葺・陸屋根平家建	若生園作業棟	69.56
	宮城県登米市東和町米川字西綱木6番地1他	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	さくらワークス作業棟	479.12
	宮城県登米市東和町米川字町裏101番地7他	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	よつばホーム	108.53
	宮城県登米市東和町米川字西綱木23番地13	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	よつばホーム	70.38
	宮城県登米市登米町寺池金沢山60番地3		光風園本体	1,763.47
	宮城県登米市豊里町笑沢153番地62他	木造スレート葺2階建	松風園本体	1,575.04
	宮城県登米市中田町浅水字長谷山352番地4	鉄筋コンクリート造・陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺平家建	萩風園本体	1,731.80
	宮城県登米市迫町北方字大洞56番地6他	鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート葺平家建	迫風園本体	1,947.05
	宮城県登米市南方町高石6番地43	鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平家建	南風園本体	2,141.00
	宮城県登米市南方町山成前1074番地2	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	南方保育所本体	584.72
	宮城県登米市東和町米川字町裏106番地1	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根平家建	体育館本体	825.00
	宮城県登米市中田町浅水字長谷山352番地2	鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート・合金メッキ鋼板ぶき平家建	菊風荘本体	375.71
	宮城県登米市中田町浅水字長谷山352番地2他	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	恵泉会グループホーム支援棟	90.00
	宮城県登米市中田町上沼字籠壇42番地6	鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平家建	恵泉会グループホーム倉庫	155.84
	宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目16番地2	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	パルめぐみ本体	884.00
	宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目16番地2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	在宅サービス支援棟	607.56
	宮城県登米市南方町瀬ノ瀨82番地2	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	みなみホーム本体	157.32
	宮城県登米市登米町字寺池金沢山60番地5他	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	ゆりの郷本体	1,759.75
	宮城県登米市東和町米川字寺内28番地22	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	ほたるの郷本体	1,756.67
	宮城県登米市登米町登米字寺池馬場塚777番地	木造合金メッキ鋼板ぶき地下1階付平家建	遠山荘本体	699.89
	宮城県登米市南方町高石6番地8他	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	南寿荘本体	542.00
	宮城県登米市豊里町笑沢153番地78	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	百楽荘本体	599.25
宮城県登米市豊里町笑沢153番地78	鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	百楽荘車庫	38.11	
宮城県登米市東和町米谷字新細待井32番地他	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	東和高齢者福祉施設本体	2,344.50	
宮城県登米市登米字寺池馬場塚777番地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建		1,602.60m ² のうち311.80m ²	
	鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき平家建	キッズつぼみ本体		
	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建て			